

第3回 真壁地区学校統合準備委員会 総務分科会 次第

日時：令和5年7月5日（水）

午後7時より

場所：真壁伝承館 第1会議室

1 開 会

2 分科会長あいさつ

3 協議事項

- (1) 校名公募審査要項について
- (2) 校名の審査について
- (3) その他

4 閉 会

(1) 校名公募審査要項について

真壁地区学校の統合に係る校名公募審査要項

真壁地区学校統合準備委員会 総務分科会

真壁地区学校の統合に係る校名公募審査は、この審査要項に従って行う。

1. 審査の基本方針

審査は、別に定める募集要項に従って、桜川市内に在住または在勤の方からの応募により寄せられた学校名の案（以下「作品」という。）について、わかりやすく、親しみやすいこと、地域のイメージを表現するものであることを選定の基本方針として行う。また、審査においては、作品ごとの応募数の多寡による選定は行わないこととする。

2. 審査の方法

審査方法については、以下のとおりとする。

【全体の流れ】

- ① 「真壁地区学校統合準備委員会 総務分科会」（以下「総務分科会」）及び「真壁地区学校統合準備委員会 全体会」（以下「全体会」）において、審査を行う。
- ② 総務分科会の審査会においては、事務局の取りまとめた公募結果一覧表を基に、分科会員による審査を実施し、3～5作品まで絞り込みを行う。公募結果一覧表においては、応募のあった学校名及び応募総数が記載される。
- ③ 全体会の審査においては、総務分科会で絞り込みを行った作品について、各委員による審査を実施し、最終的に1作品を選定する。

【総務分科会の審査：7月5日（水）】

- ① 総務分科会における審査会の長は総務分科会長とし、審査会を総理する。
- ② 事務局は、あらかじめ公募結果一覧表を総務分科会の各委員へ送付し、委員は事前に応募された作品の中から、良いと思えるものを何点か検討した上で分科会に臨む。
- ③ 審査においては、作品に対する分科会委員による投票により選定を行う。
 - ・投票は審査員1人当たり複数票（第1回投票：1人4票程度、第2回投票以降：3～2票、候補数により1人当たりの票数を調整）で行い、10案程度になるまで行う。
 - ・10案程度に絞り込んだ時点で投票（1人1票）を行い、3～5作品まで絞り込みを行う。
 - ・投票の過程においては、必要に応じて協議を行う。

【全体会での審査：7月下旬予定】

- ①全体会における審査会の長は総務分科会長とし、審査会を総理する。
- ②事務局は、あらかじめ総務分科会で絞り込みをした3～5作品を全体会の各委員へ送付する。各委員はその作品の中から、良いと思える1作品を選定した上で全体会に臨む。
- ③投票の過程においては、必要に応じて協議を行い、最終的に1作品を選定する。

3. 学校名候補の決定

学校名候補の決定については、以下のとおりとする。

- ①この要項により審査し、選定された1点を、学校名候補の案として桜川市教育委員会へ推薦する。
- ②推薦された学校名候補の案は、桜川市教育委員会の承認により、学校名候補として決定される。
- ③学校名の候補が決定したことを桜川市広報、市ホームページ、準備通信等で発表する。
- ④定例議会で桜川市の学校設置条例の改正案を提出し、議決されることにより正式に統合後の学校名として決定される。

4. 結果発表

審査結果については、桜川市広報、桜川市ホームページ、真壁地区学校統合準備通信にて発表する。

真壁地区学校の統合に係る校名の審査手順

①審査日前

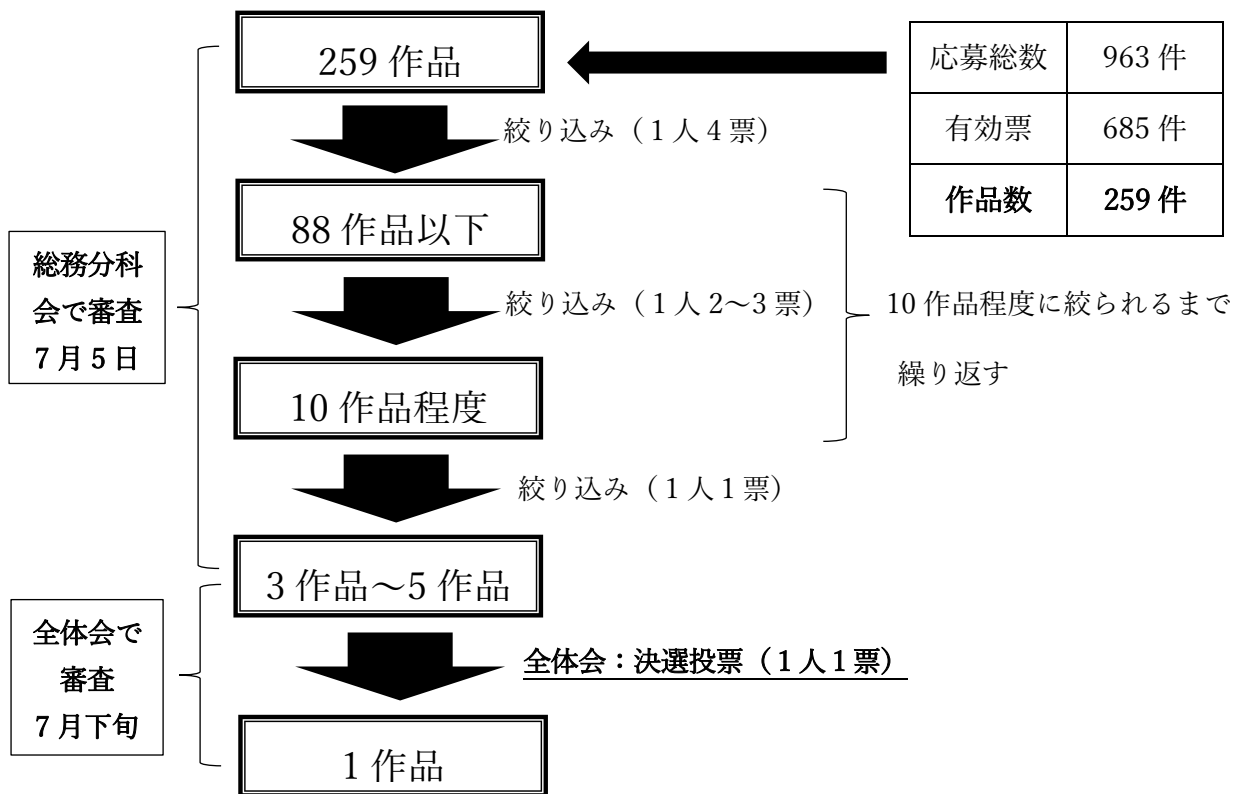
真壁地区の4つの学校の統合であり、中学校区を超える大きな統合であることから、審査は、第3回総務分科会及び全体会の中で実施することとします。

総務分科会においては、あらかじめ開催通知と一緒に、公募結果一覧表を各委員の方へ送付しますので、各委員は事前に応募された作品の中から、「真壁地区学校の統合に係る審査投票用紙」に、良いと思える4作品を選びます。

全体会の審査においては、総務分科会で絞り込みを行った作品について、各委員による審査を実施し、最終的に1作品を選定します。

②審査当日

第3回総務分科会では、公募結果一覧表を基に、3作品から5作品程度まで絞り込みを行います。その後、全体会を開催し、1作品に絞り込みを行います。審査手順は下記のとおりです。



③審査会后

審査によって選ばれた作品は、学校名候補の案として桜川市教育委員会へ推薦されます。推薦された案は、桜川市教育委員会の承認により、学校名候補として決定され、定例議会で桜川市の学校設置条例の改正案を提出し、議決されることにより正式に学校名として決定されます。

(2) 校名の審査について

⇒審査要項・審査手順・公募受付簿を基に、審査を実施します。

(3) その他

【今後の総務分科会の予定について】

内容	協議事項
制服・体操服	制服・体操服に関するアンケート調査結果を基に協議 ⇒アンケート実施期間：6月6日（月）～6月23日（金）
校章・校歌	校名が決定した後に、どのようにしていくか協議 ⇒公募、委託など
PTA 関係	各校の規約や慶弔規定、教育後援会会則などを比較検討。
その他	適宜、必要事項を協議。

令和5年度

第3回 真壁地区学校統合準備委員会 総務分科会 議事概要

日 時：令和5年7月5日（水）

場 所：真壁伝承館 会議室1

(1) 校名公募審査要項について

校名の決定方法に変更あり。

■変更前

総務分科会で1作品まで絞り込みを行う。

■変更後

総務分科会で3～5作品まで絞り込み、全体会で協議を行う。

○質問

・全体会には既に説明しているのか。

⇒統合準備委員長に、校名について全体会で協議する可能性があることを伝えている。

(2) 校名の審査について

■応募作品数（応募総数）

259 作品（963 件）

■投票過程

・第1回投票（ひとり4票） 結果：259 作品 → 36 作品

・第2回投票（ひとり3票） 結果：36 作品 → 21 作品

・第3回投票（ひとり2票） 結果：21 作品 → 9 作品

・第2回投票（ひとり1票） 結果：9 作品 → 4 作品

■最終候補

・「桜桃学園」（おうとうがくえん）

・「桃桜真壁学園」（とうおうまかべがくえん）

・「真壁学園」（まかべがくえん）

・「桃山学園」（ももやまがくえん）

以上の4作品について、全体会で協議を行う。

○質問

・決定した学校名には必ず義務教育学校が付くのか。(例)「〇〇学園義務教育学校」

⇒必ずではない。現在の桃山学園は「桜川市立桃山学園」である。

・全体会の開催はいつか

⇒令和5年8月上旬を予定している。

(3) その他について

■制服・体操服

次回の総務分科会で、6月に実施したアンケートを基に協議を行う。

■校章・校歌

全体会で校名が決定した後に協議を行う。

■PTA 関係

各校のPTAの規約や慶弔規定、教育後援会会則の比較表を作成している。

最終的には、各校のPTA会長等にお渡しして協議を行う。